

私立学校振興助成法第 14 条の規定に基づく計算書類及びその附属明細書の 監査事項及び提出に係る取扱いについて（通知）

〔 令和 8 年 3 月 9 日 7 生私行第 4905 号
学校法人理事長あて東京都生活文化局私学部長通知 〕

このことについては、平成 28 年 3 月 31 日付 27 生私行第 3683 号及び令和 4 年 3 月 3 日付 3 生私行第 4293 号により処理してきたところですが、令和 6 年文部科学省令第 28 号により、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の一部が改正されたこと及び令和 6 年文部科学省令第 29 号により、私立学校振興助成法施行規則が制定されたことに伴い、令和 7 年度以降の会計年度に係る私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項に定める監査事項及び同条第 4 項に基づく計算書類及びその附属明細書の提出に係る取扱いについて、下記のとおり定めますので、事務処理方よろしくお取り計らい願います。

記

1 補助金について

法第 9 条に規定する補助金に該当するものは、次のとおりである。

(1) 東京都が交付する補助金のうち次のもの

- ア 私立学校（高・中・小・幼）経常費補助金
- イ 私立特別支援学校等経常費補助金
- ウ 私立通信制高等学校経常費補助金
- エ 私立幼稚園預かり保育推進補助金
- オ 私立幼稚園等特色教育等推進補助金のうち、地域教育事業に対するもの

(2) その他道府県の定める経常的経費に対する補助金

2 監査対象法人等について

1 に定める補助金の交付を受ける学校法人（法附則第 2 条に掲げる学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で、1（1）アの補助金の交付を受ける者を含む。）は、法第 14 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受け、計算書類及びその附属明細書に当該公認会計士等の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第 86 条第 2 項の会計監査報告）を添付して知事に提出すること。

なお、監査の依頼に際しては、当該公認会計士等が、貴法人との間で公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があり、著しい利害関係の有無については、日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

3 監査事項の具体的内容について（会計監査人非設置学校法人のみ）

令和7年度以降の会計年度の計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士等の監査報告に係る監査事項は、令和7年東京都告示第380号において定めるとおりであるが、その具体的な内容は次のとおりである。

（1）貸借対照表について

- ア 全ての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
 - （ア）資産の評価は、妥当であるかどうか。
 - （イ）負債は、全てを網羅して計上されているかどうか。
 - （ウ）資産及び負債の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
- イ 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。
- ウ 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- エ 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - （ア）記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条及び第22条に従っているかどうか。
 - （イ）記載科目は、令和7年5月12日付7生私行第418号「学校法人会計基準の処理標準（記載科目）の改正等について（通知）」に従っているかどうか。

（2）事業活動収支計算書について

- ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
 - （ア）当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。
 - （イ）当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。
 - （ウ）当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。
 - （エ）次の点については、特に留意すること。
 - a 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。
 - b 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は正しく行われているかどうか。
 - c 教育研究経費と管理経費の区分は、合理的に行われているかどうか。
 - d 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。
 - e 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、「私立高等学校等の寄付金及び学債の募集について」（平成16年1月16日付15生文私行第2327号）に基づき、適正に行われているか。
 - f 各収支差額は正しく計上されているかどうか。
- イ 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - （ア）記載方法及び様式は、学校法人会計基準第26条、第28条、第29条、第30条及び第31条に従っているかどうか。
 - （イ）記載科目は、令和7年5月12日付7生私行第418号「学校法人会計基準の処理標準（記載

科目)の改正等について(通知)」に従っているかどうか。

(3) 資金収支計算書について

ア 資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

(ア) 当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は妥当であるかどうか。

(ウ) 次の点については、特に留意すること。

a 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。

b 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

c 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

d 収入及び支出の各科目への区分は正しく行われているかどうか。

e 教育研究経費支出と管理経費支出の区分は、合理的に行われているかどうか。

f 寄付金や学校債による資金の受入れが、「私立高等学校等の寄付金及び学債の募集について」(平成16年1月16日付15生文私行第2327号)に基づき、適正に行われているか。

イ 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

(ア) 記載方法及び様式は、学校法人会計基準第35条、第37条及び第38条に従っているかどうか。

(イ) 記載科目は、令和7年5月12日付7生私行第418号「学校法人会計基準の処理標準(記載科目)の改正等について(通知)」に従っているかどうか。

(4) 活動区分資金収支計算書について

ア 活動区分資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

(ア) 事項、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第39条に従っているかどうか。

(5) 計算書類の注記及び附属明細書について

ア 計算書類の注記及び附属明細書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

(ア) 事項、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第40条、第41条及び第42条に従っているかどうか。

(6) 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書について

ア 会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

4 私立学校振興助成法施行規則（以下「規則」という。）に基づき所轄庁が定める書類について
規則第2条第4号の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が都知事に提出する令和7年度以後の計算書類及びその附属明細書に添付すべき書類は、令和7年東京都告示第381号において定めるとおりであるが、所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

5 監査報告添付の免除について

1に定める補助金の額が1千万円未満の場合は、公認会計士等の監査報告（会計監査人設置学校法人等の場合は会計監査報告）添付の免除を受けることができる。なお、監査報告添付の免除については、4に規定する監査報告（令和7年東京都告示第381号に定める監査報告）を含む。

監査報告の添付免除を受けようとする学校法人は、当該年度の3月31日までに別添様式第2号により申請すること。

ただし、次の各号に該当する場合には、添付免除を許可しないことがある。

- (1) 前年度の計算書類及びその附属明細書の内容が適正を欠く場合
- (2) その他学校法人の会計に関する管理運営が著しく適正を欠く場合

6 計算書類及びその附属明細書の提出について

(1) 提出期日

期日は別途指示する。知事に提出すること。

(2) 提出書類の順序

ア 書類の順序は、以下のとおりとすること。

(ア) 会計監査人設置学校法人等（aとbは別冊とすること。）

a 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の第一号様式から第四号様式、注記事項、第五号様式から第七号様式の順序とすること。基本金の組入れに係る計画集計表は基本金明細書（第七号様式）の付表であるため、第七号様式の後に添付すること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

b 事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）

規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。（作成していないものを除く。）

都知事を所轄庁とする学校法人で単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する学校法人においては、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表を省略することが

できる。

(イ) 会計監査人非設置学校法人（内訳表を別冊としないこと。）

学校法人会計基準の第一号様式から第四号様式、注記事項、第五号様式から第七号様式の順序とすること。基本金の組入れに係る計画集計表は基本金明細書（第七号様式）の付表であるため、第七号様式の後に添付すること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。その後に内訳表として規則の第一号様式から第三号様式の順序で追加すること。（作成していないものを除く。）

単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する学校法人においては、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表を省略することができる。

(3) 提出方法等

ア 公認会計士等の監査報告（会計監査人設置学校法人等の場合は会計監査報告）の原本が紙媒体である場合

つづり方は以下のとおりとし、計算書類及びその附属明細書の用紙は、日本産業規格A4判に統一すること。なお、内訳表については、この限りではない。

(ア) 会計監査人設置学校法人等（aとbは別冊とすること。）

a 計算書類及びその附属明細書

以下の順にし、左長辺をとじて提出すること。

- ① 表紙
- ② 会計監査報告（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）
- ③ 監事の監査報告（写しでよい。）
- ④ 計算書類及びその附属明細書
- ⑤ 収益事業の貸借対照表及び損益計算書（該当のある場合に限る。）
- ⑥ 財産目録（②の会計監査報告が、計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合に限る。）

b 内訳表

以下の順にし、左長辺をとじて提出すること。

- ① 表紙
- ② 人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）
- ③ 内訳表

(イ) 会計監査人非設置学校法人（内訳表を別冊としないこと。）

以下の順にし、左長辺をとじて提出すること。

- ① 表紙
- ② 公認会計士等の監査報告（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）
- ③ 監事の監査報告（写しでよい。）
- ④ 計算書類及びその附属明細書

⑤ 収益事業の貸借対照表及び損益計算書（該当のある場合に限る。）

⑥ 内訳表

イ 公認会計士等の監査報告（会計監査人設置学校法人等の場合は会計監査報告）の原本が電子形式である場合

（ア）会計監査人設置学校法等（a と b は別冊とすること。）

a 計算書類及びその附属明細書

以下を一体の電子形式ファイルにして、電磁的方法で提出すること。

① 表紙

② 会計監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）

③ 監事の監査報告

④ 計算書類及びその附属明細書

⑤ 収益事業の貸借対照表及び損益計算書（該当のある場合に限る。）

⑥ 財産目録（②の会計監査報告が、計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合に限る）

b 内訳表

以下を一体の電子形式ファイルにして、電磁的方法で提出すること。

① 表紙

② 人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）

③ 内訳表

（イ）会計監査人非設置学校法人（内訳表を別冊としないこと。）

以下を一体の電子形式ファイルにして、電磁的方法で提出すること。

① 表紙

② 公認会計士等の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）

③ 監事の監査報告

④ 計算書類及びその附属明細書

⑤ 収益事業の貸借対照表及び損益計算書（該当のある場合に限る。）

⑥ 内訳表

ウ 送付状

提出に当たっては、理事長及び担当者の記名がある送付状（別添様式第1号）を添付すること。なお、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表を電子形式で提出する場合、送付状はそれらとは一体にせず別の電子形式ファイルとして電磁的方法により提出すること。